北海道どさんこプラザバンコク店テスト販売実施要領

１　目的

　　この要領は、北海道どさんこプラザバンコク店（以下「プラザ」という。）におけるテスト販売に関し必要な事項を定め、その円滑な実施により、 道産品の販路拡大に資することを目的とする。

２　定義

　　この要領において、下表左欄に掲げる用語の意義は、右欄に定めるところによる。

|  |  |
| --- | --- |
| テスト販売 | この要領に基づき、プラザにおいて運営者がテスト販売品を一定期間販売することをいう。 |
| テスト販売品 | 次のいずれかに該当する道産品で、北海道経済部食関連産業室参事（以下「食関連産業室参事 」という。）がテスト販売することを認めたものをいう。ただし、過去にプラザの通常商品であったものを除く。①タイでの販売開始後１年以内の食品②その他、特に販路拡大が必要なもの |
| 道産品 | 道内で生産又は主な加工が行われ最終消費者の利用に供することができるものをいう。 |
| 運営者 | 北海道どさんこプラザ札幌店管理運営業務受託者をいう。 |
| ＦＤＡ登録 | タイ側における食品の輸入に必要なタイ国食品医薬品局（Food and Drug Administration：ＦＤＡ）による輸入品目の登録をいう。※　食品の輸入業者等は、事前に登録申請を行い食品登録番号を取得することが必要。 |

第３　テスト販売期間

 テスト販売期間は、次の四半期を単位とする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 第１四半期 | 第２四半期 | 第３四半期 | 第４四半期 |
| ４～６月 | ７～９月 | 10～12月 | １～３月 |

第４　テスト販売の申込みをできる者

 　テスト販売の申込みをできる者は、次のいずれかに該当する者とする。

(1)道内に事務所又は事業所を有する公益的な団体、企業及び個人（個人のグループを含む。）のうち、下記の条件のいずれかに該当する者。

　(ｱ)　道産品の生産、製造、加工を行っている者。

　(ｲ)　自らが企画・考案した道産品の販売を行っている者。

(2)その他特に食関連産業室参事が認める者。

第５　取扱を禁止する品目

日本における輸出規制及びタイにおける輸入規制等により販売禁止とされている品目や、輸入に際しライセンス取得が義務付けられている食品（米、酒類、トウモロコシなど）は、申込を受け付けることができない。

（例）

ステビアを含む食品、部分水素添加油脂を含む食品等

第６ テスト販売の申込み

１ 食関連産業室参事は、下記の日程を公表し、総合振興局及び振興局を通じ、テスト販売の申込者を募集する｡

(1)ＦＤＡ登録を必要とする商品（加工食品）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 販売期間 | 第１四半期 | 第２四半期 | 第３四半期 | 第４四半期 |
| 募集開始 | ９月１日 | １２月１日 | ３月１日 | ６月１日 |
| 募集締切 | ９月２０日 | １２月２０日 | ３月２０日 | ６月２０日 |

　(2)ＦＤＡ登録を必要としない商品（(1)以外の食品）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 販売期間 | 第１四半期 | 第２四半期 | 第３四半期 | 第４四半期 |
| 募集開始 | １２月１日 | ３月１日 | ６月１日 | ９月１日 |
| 募集締切 | １２月２０日 | ３月２０日 | ６月２０日 | ９月２０日 |

なお、開始日が休日の場合は直後の開庁日、締切日が休日の場合は直前の開庁日とする。

　２　テスト販売を希望する者は、前項に定める募集期間内に別紙様式1「北海道どさんこプラザバンコク店テスト販売申込書（ 以下「申込書｣という。）をその事務所又は事業所の所在地を所管する総合振興局又は振興局の産業振興部商工労働観光課長（以下「総合振興局又は振興局担当課長」という。）に提出するものとする。なお、テスト販売の機会の公平性を損なわないため、１者からの申込品数は四半期ごとに原則１品目までとし、申込回数は年度内に原則２回を限度とする。

３　賞味期限が6ヶ月未満の商品については、販売期間が短縮となるため、販売開始時期及び納品時期を運営者と調整のうえ、変更することができるものとする。

　４ 総合振興局又は振興局担当課長は、申込書類を先着順に受理するものとする｡

 ５　総合振興局又は振興局担当課長は、申込品がタイにおける販売免許や施設の制約等から販売することが困難と認めるときは採用しないこととする ｡

 ６ 総合振興局又は振興局担当課長は、第１項に定める募集期間内に受理した申込書類を、募集締切後５日以内に食関連産業室参事に提出するものとする。

第７　テスト販売品の決定

 １　決定するテスト販売品目数は、四半期毎に原則２０品目程度とする。

２　食関連産業室参事は、テスト販売品を決定するにあたっては、原則として提出のあった申込書の受理の先着順とするが、できるだけ多くの企業等に対し利用機会を確保するため、特定の者、特定の品目に偏らないよう考慮することとする。また、申込書の写しを添付の上、運営者に協議し、採否を決定するものとする。

 ３　食関連産業室参事は、テスト販売品を決定したときは、総合振興局又は振興局を通じ申込者に通知するとともに、運営者に通知するものとする。

４ 食関連産業室参事は、申込品がタイにおける販売免許や施設の制約等から販売することが困難と認める場合、テスト販売品として採用しないこととする。

第８　テスト販売の方法

１　運営者は、第７第２項に基づき、食関連産業室参事から通知のあったテスト販売品について､販売形態、納品数量、納期、マージン率、在庫リスク等の販売条件を申込者と直接協議の上、決定するものとする。ただし、運営者のマージン率は、原則国内小売価格の３０％とする。

 ２ 運営者は、第７第２項の規定により、食関連産業室参事から通知のあったテスト販売品を､第６第１項に定める募集期間に応じた四半期の間販売するものとする。

 ３　運営者は、テスト販売品については、新製品などとして強調した告知を行うものとする。

　４　運営者は、テスト販売期間終了後、好不調の要因、改善が望ましい事項等を、販売期間終了後２ヶ月以内に、別紙様式２により食関連産業室参事に報告するものとする。

 ５　食関連産業室参事は、運営者から前項に定める報告を受けたときは、当該テスト販売品の改善・改良を図るための施策等に関する資料を添付の上、当該報告内容を総合振興局又は振興局を経由し、申込者に通知するものとする。

第９　テスト販売の中止

　　　次のいずれかに該当する場合、食関連産業室参事は、テスト販売申込者に対し、販売停止及び販売申込の停止について決定するものとする。なお、販売申込の停止期間は、原則１年間（４期）とする。

　　(1)申込内容に虚偽が認められたとき。

　　(2)マーケティングサポート催事実施要領に基づく催事の中止及び申込みの停止が決定されたとき。

(3)その他不適正な行為があったとき。

第10　その他

テスト販売に関しこの要領に定めのない事項については、運営者と協議し、食関連産業室参事が別に定める。

附　則（平成３１年４月１日）

１　この要領は、平成３１年４月１日から施行する。

２　この要領による第６（１）第３四半期及び（２）第２四半期については、平成３１年度に限り、施行日から募集を開始し、４月２２日を締切とする。

３　令和元年５月１日一部改正

別紙様式２

テスト販売商品販売結果報告書

 北海道経済部食関連産業室参事　様

 （運営者氏名）

 （プラザ責任者名）

 下記のテスト販売商品は、販売を終了したので報告します。

 改善が望ましい事項は、下表に○印で表示しています。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 整理番号 | 商品名 | 販売時期 | 改　善　が　望　ま　し　い　事　項　等 |
| A | B | C | D | E | F | G | H | I | J | K | L | M | N | その他コメント |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

〈 改善が望ましい事項等の記号区分は次のとおり 〉

A = 素材・材料

B = 鮮度

C = 農薬･添加物･調味料の使用状況

　　　　　D = カロリー・栄養バランス

E = 商品の加工法

F = 強度

G = 商品の見栄え･見た目

H = 商品パッケージデザイン

 I = 商品の分量

J =　製品コンセプト

K =　ネーミング・商品ラベル

L =　価格

M =　商品の安定供給性・納品体制

N =　チャネル・販路